

発注者等が宅建業者の場合の保険契約が対象です

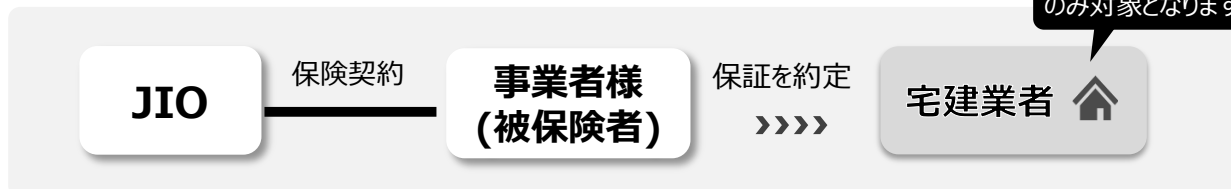
保険料に関するご案内

保険契約のうち、故意・重過失特約条項が付帯されない場合※の保険料を改定いたします。

※ 発注者等が宅建業者の場合をいいます。

特約条項の詳細は、当社ホームページ (<https://www.jio-kensa.co.jp/>) をご参照ください。

発注者等が
宅建業者の場合
のみ対象となります。



◆ 改定内容

以下の保険契約について、**保険料を30円引き下げ**します。

保険種類	対象契約
JIO わが家の保険 一般瑕疵担保責任保険	住宅取得者が宅建業者の場合
JIO リフォームかし保険 JIO 大規模修繕かし保険	発注者が宅建業者の場合
JIO 既存住宅かし保険 / JIO中古マンション戸単位売買かし保険 JIO 既存住宅かし保証保険 / JIO中古マンション戸単位売買かし保証保険	買主が宅建業者の場合
JIO 延長かし保証保険	住宅所有者が宅建業者の場合

◆ 適用日

2020年10月1日以降のお申し込み分より改定後の保険料を適用いたします。

◆ 保険料について

JIOホームページにて最新の内容をご確認ください。

ご不明な点は、JIO支店・営業所までお問い合わせください。

【参考】

JIOわが家の保険 料金表 (戸建住宅) 一部抜粋

差し引く金額が 8,210円から
8,240円 に変更となります。

◆ 一般瑕疵担保責任保険(住宅瑕疵担保履行法により資力の確保の義務がない保険)の保険料は上表の保険料から7,170円(住宅取得者が宅建業者の場合は8,210円)を差し引いた金額です。